

香川県条例第13号

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 病床数が100以上の病院にあっては、1</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(病院及び療養病床を有する診療所の人員の基準)</p> <p>第5条 法第21条第1項第1号に規定する病院の従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>栄養士</u> 病床数が100以上の病院にあっては、1</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。